

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 25日現在

機関番号： 33201
 研究種目： 若手研究B
 研究期間： 2010 ～ 2011
 課題番号： 22730106
 研究課題名（和文） 法制度における性・性別の射程：性的指向・性自認の法的位置づけに関する研究
 研究課題名（英文） The Scope of Sex/Gender in Law: Sexual Orientation and Gender Identity as Legal Concepts
 研究代表者
 谷口 洋幸 (TANIGUCHI HIROYUKI)
 高岡法科大学・法学部・准教授
 研究者番号：90468843

研究成果の概要（和文）：本研究では、性・性別にもとづく差別撤廃に向けた国際人権法の動向を分析し、性的指向・性自認に関連する人権保障の可能性と限界を検証した。結果、性的指向・性自認については3つの方向性、すなわち、(A) 性・性別という文言の解釈として読み解く、(B) 交差性・被傷性の一例とする、(C) 新たなカテゴリーとして規定する、という方向性が確認できた。いずれもの方向性も単体で発生しているように見えながらも、採択の場面や文書の拘束力などの特性をいかしつつ、相互補完的に展開していることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：This study analyzes international human rights law aiming to eliminate sex/gender discrimination and considers the potential for and limits on the protection of human rights with regard to sexual orientation and gender identity (SOGI). It demonstrates that there are three different directions regarding the treatment of SOGI in the context of human rights: (A) interpreting SOGI as an issue of sex/gender, (B) treating SOGI as merely one kind of discrimination or vulnerability issue, and/or (C) defining SOGI as a new category. Even as these may seem incongruous, when we consider the ways they are used in human rights discourse as well as put into practice, it is clear that these three developments are in fact complementary.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：国際法、人権、ジェンダー、セクシュアリティ、性的マイノリティ

1. 研究開始当初の背景

各国の憲法や人権関連法規には、ほぼ例外なく「性」「性別」にもとづく差別の禁止がうたわれている。日本国憲法も第14条の差別禁止カテゴリーのひとつとして、性が規定

されており、第24条などには個別の権利における男女平等も重ねて規定されている。第二次世界大戦以後に展開した国際人権法も、これまで一貫して「性」または「性別」にもとづく差別とたたかってきた。女性差別撤廃条約の成立とその後の展開、そして近年の国

連女性機関の設立へと至る過程は、「性」「性別」の人権問題が国際法の重要課題であることを物語っている。人権の主流化とジェンダーの主流化という2つの流れが交錯する領域として、「性」「性別」に関連する諸課題は、法学の理論的・実践的研究が急務の領域である。他方、ジェンダー論・セクシュアリティ論およびクィア理論は、「性」「性別」が歴史的・社会的に構築されたものであることや、それらにまつわる規範のもつ意味を問い直し、性別二元制や異性愛主義について学際的な立場からの問いかけをおこなってきた。ここでは、セックスとジェンダーの明確な二分法がもつ問題性やジェンダー支配構造を維持・強化するシステムとしての強制異性愛など、重要な認識や概念がうみだされてきた。ところが、法学の研究領域においては、2000年代前半から、憲法や国際法、家族法、労働法などのさまざまな法分野において「ジェンダー」という言葉が導入されつつ、その多くの問題関心は「女性の人権」あるいは「女性の地位向上」にあることが、暗黙の前提となってきた。

この2つの領域、すなわち法学における「性」「性別」にもとづく差別に関連する研究と、人文・社会科学の領域で展開されているジェンダー論・セクシュアリティ論およびクィア理論は、十分に交わっていない。法哲学や法社会学などの基礎法学分野においては、一定の対話が始まっているものの、実定法の分野あるいは法政策にかかわる分野では、対話の機会が意図的に回避される傾向がある。2003年に国内でもジェンダー法学会が設立され、法学とジェンダー論・セクシュアリティ論との接合に向けた研究が本格化しはじめたものの、その理論的な基盤の欠如や「女性」を中心とする研究の展開にみられるような問題点も指摘されてきた。

2. 研究の目的

本研究は、実定法や法政策に関連する法学上の課題や議論と、ジェンダー論・セクシュアリティ論あるいはクィア理論の展開の交錯点を探り、ジェンダー法学の更なる展開をはかることを目的とする。とくに、これまで見過ごされてきた性的指向や性自認に関連する法律問題に焦点をあてることで、法における「性」「性別」の意味射程を明かにし、性別二元論と異性愛主義に対する法学領域からの問いかけを行う。

性的指向や性自認に関連する法学上の研究は、国内では主要なテーマとして扱われた例は数少ない。他方、国外では、性的指向や性自認に関連する国内法や国際人権法に関連する研究も盛んに展開されている。研究代

表者はこれまで国際人権法、とくにヨーロッパ人権条約を中心に、私生活の尊重を受ける権利や家族形成権・婚姻権に関連する判例の展開や国際機関における性的指向・性自認の人権問題への取り組みに関する研究に従事してきた。本研究では、これまでの研究成果を踏まえて、分析対象を拡大するとともに、実定法のみならず法政策の分野に関連する実践も考察の対象に含めている。具体的には、性的指向・性自認に関連する法律（性同一性障害者特例法、人権擁護法案、男女共同参画条例など）や条約（女性差別撤廃条約、国際刑事裁判所規程など）の定立過程、関連する司法判断や準司法的判断（国内・国際裁判所の裁判例、条約委員会の勧告や見解など）、行政上の実行（人権施策、保健医療政策など）、さらに市民社会における活用実践（法制定過程への関与、国連機関へのロビイングなど）が含まれる。

分析の内容は大きく3点に分けられる。まず、(1) 性的指向・性自認は、既存の法文書の中でどのように解釈されているか。周知のとおり、性的指向・性自認という文言を明記する法文書はきわめて少ないため、多くの事例は性・性別を解釈・適用する文脈などで、性的指向・性自認の問題を扱っている。そこで展開されている解釈の傾向や示されている限界などを分析する。次に、(2) 近年の法文書の起草過程における性的指向・性自認の文言挿入をめぐる議論の内容である。きわめて限定的ではあるが、性的指向・性自認という言葉が明記する法文書も2000年以降に出現してきた。これらの文言について、挿入される際の議論を整理するとともに、その意義を明らかにする。そして、(3) ジョグジャカルタ原則の採択が「性」「性別」の意味射程にもたらした（あるいは、もたらすであろう）影響と限界を明らかにする。2006年に性的指向・性自認に関連する国際人権法の適用のための基盤文書、通称ジョグジャカルタ原則が採択された。この文書は現在、国連機関や条約機関での議論や国内裁判所、政策立案過程、市民社会の活動実践など、さまざまな場面で活用されはじめている。この事例を分析することで、「性」「性別」と人権をめぐる議論の展開や限界を検討する。

3. 研究の方法

本研究は法文書の分析や文献研究が中心となる。実定法における一般的な研究手法として、法律や条約の解釈実践（裁判例、条約機関の勧告など）や起草過程（議事録など）といった文書の読み込みと分析、また実定法をもとにおこなわれる行政当局の施策や指針等を含めた公文書の読み込みと分析に従

事する。とくに本研究の主眼である性的指向や性自認の問題は、議論の歴史が浅いため、ほとんどの一次文書が情報のデジタル化以降のものであり、入手は比較的容易である。容易であるからこそ、法文書の網羅的な把握を目指して、丹念に法文書を検索するとともに、内容の十分な精査に努めた。

また、本研究の内容は、まさに現在進行形のものが多く、市民社会における／による実践行動が法文書の策定や解釈適用、その後の展開などに多大な影響を及ぼしている。法文書の読み込みと分析だけでは見えてこない部分も多い。したがって、補足的にはあるが、本研究では、市民社会における／による法文書の策定や解釈適用などをふくめた実践行動にも着目するため、面接やスカイプなどの手法による聞き取りも実施した。

さらに、本研究については、先行研究が国内では少なく、海外での研究が盛んな現状がある。また海外の研究者の中には日本の性的指向・性自認に関する法状況に関心をもつ者も多い。このため、研究手法のひとつとして、国内外の研究者との交流も積極的に行った。また研究者同士だけでなく、ジェンダー法学の特徴である理論と実践の架け橋となるべく、弁護士や議員などの実務家との連携も強化しつつ、研究を進めていった。

4. 研究成果

本研究では、「性」「性別」に関連する法学研究と他の人文・社会科学の研究の接合を目指して、実定法や法政策を対象として、性的指向・性自認に関連する法文書などの分析を進めてきた。その際、3つの点、すなわち

(1) 性的指向・性自認の解釈実践、(2) 性的指向・性自認の明示化の功罪、(3) ジョグジャカルタ原則の意義を中心に分析を行った。この過程では、派生的問題として、これまでの性的指向・性自認の裁判例などの新しい展開にも着目をしていった。

まず(1) 性的指向・性自認の解釈実践については、既存の法文書の解釈がおおむね3つの方向性に分類できることが明かとなった。すなわち、(ア) 「性」「性別」を拡大解釈する中で、その文言に含まれるものと読み解く、(イ) 抽象的な形ではあるが、「性」「性別」に関連する問題として、とくに交差性 (intersectionality) や被傷性 (vulnerability) の文脈に位置づける、(ウ) まったく新たなカテゴリーとして性的指向・性自認を明記する、または明記する必要性を指摘する、という方向性が確認できた。ただし、これらの3つの方向性は、いずれも単体で発生しているように見えながら、実際にはそれぞれの方向性が採用される場面の

特性、または文書の拘束力などの特性に留意しつつ、相互補完的に展開していることが明らかとなった。

次に、(2) 性的指向・性自認の明示化については、明示化が固定化・規範化をもたらすという評価と、明示化が進歩・発展に寄与しているという評価の2方向がある。しかし、この2つの評価は必ずしも対立関係にはなく、上記の(1)と同様に、場面や文書の特性を考慮することの重要性が共通して指摘されている。むしろ、性的指向・性自認という文言によって、性的マイノリティあるいはLGBTという主体にもとづくアプローチではなく、属性にもとづくアプローチをとることが可能となり、人権保護や差別禁止の文脈において解釈の幅を担保している様子もうかがうことができた。LGBTあるいは同性愛者・性同一性障害者などの主体を表す文言ではなく、性的指向・性自認という属性あるいは特徴のひとつとして法文書に挿入されることがもつ意義と限界は、今後も研究を進めていく価値のある論点と考えられる。

また、(3) ジョグジャカルタ原則の意義については、採択以降の5年間の中で、きわめて多様な場面で同原則が活用されていることが明かとなった。国連人権理事会や国連総会における性的指向・性自認関連の決議、国連人権高等弁務官事務所の報告書、ランチ・パネルの開催など、現在でもその動きは活発に展開されている。もちろん、とくに国連の場においては、イスラーム諸国会議機構の構成国を中心に、明確かつ強固な反対論が存在することも事実であるが、(1)と(2)で確認されたような場面や文書の特徴に配慮した活用状況がここでも確認された。ジョグジャカルタ原則を活用した法文書の策定や裁判、国連での議論は、当初の予想よりも実例が多く、今日でも新たな実例が積み重なっていく状況が続いている。今後、ジョグジャカルタ原則そのものの意義を含めた更なる研究とともに、日本国内における活用の可能性について研究を進めていく必要性を認識することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 谷口洋幸 「性同一性障害／性別違和をかかえる人々と家族生活・家族形成」『家族<社会と法>』27号
- ② 谷口洋幸 「セクシュアルマイノリティの人権に関する国連決議」『季刊Sexuality』53号
- ③ 谷口洋幸 「未成年の子をもつ性同一性障

被害者の名の変更」『季刊教育法』172号

〔学会発表〕(計3件)

- ① 谷口洋幸「性同一性障害／性別違和をかかえる人々と家族生活・家族形成」家族<社会と法>学会
- ② Taniguchi, Hiroyuki, Law and Sexuality in Japan: Heterosexism, Gender Binary and Family Values, *East Asia Law and Society Conference 2011*, Yonsei University, Seoul, Korea.
- ③ 谷口洋幸「セクシュアル・マイノリティはTVの中だけか? : カテゴリー化された男と女」東京弁護士会シンポジウム

〔図書〕(計2件)

- ① 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』(信山社)
- ② 山下泰子・辻村みよ子・浅倉むつ子・二宮周平・戒能民江編集代表、谷口洋幸編集協力『ジェンダー六法』(信山社)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷口洋幸(高岡法科大学・准教授)

研究者番号：90468843

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者
なし